

第23期第7回筑前海区漁業調整委員会 議事概要

1. 日 時 令和8年3月2日(月) 13時49分～15時21分
2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室(福岡市博多区東公園7番7号)
3. 出席者
筑前海区漁業調整委員会 委員 10名
4. 臨席者
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名
福岡県農林水産部水産局水産振興課 3名
福岡県水産海洋技術センター 1名
筑前海区漁業調整委員会事務局 3名
福岡県漁業協同組合連合会 1名
5. 議題及び議決内容
 - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)
(説明)
水産振興課から資料1に基づき説明がなされた。
(主な審議や意見)
委員: 特別管理特定水産資源で、くろまぐろ以外に該当するものはあるか。
水産振興課: 令和8年4月1日時点で該当するのは、30kg以上のくろまぐろのみ。
委員: 平成30年の生産量が7万トンであるのに対し、令和5年が4.7万トンに減少した理由は何か。
水産振興課: 主にノリ生産量の減少によるもの。
(審議結果)
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
 - (2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
(説明)
水産振興課から資料2に基づき説明がなされた。
(主な審議や意見)
特になし。
(審議結果)
「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。
 - (3) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて(諮問)
(説明)
水産振興課から資料3に基づき説明がなされた。
(主な審議や意見)
特になし。
(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(4) 福岡湾雑魚荒目囲い刺し網漁業許可方針の制定について（諮問）

(説明)

漁業管理課から資料4に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(5) 沖合ぬたうなぎかご（筒を含む）漁業許可方針の改正について（諮問）

(説明)

漁業管理課から資料5に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(6) 筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問）

(説明)

漁業管理課から資料6に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(7) ぼら囲い刺し網漁業許可方針の改正について（諮問）

(説明)

漁業管理課から資料7-1、資料7-2に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(8) 雑魚囲い刺し網漁業許可方針の改正について（諮問）

(説明)

漁業管理課から資料8に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(9) 固定式刺し網漁業許可方針の改正について（諮問）

(説明)

漁業管理課から資料9に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(10) 雑魚かご漁業許可方針の改正について (諮問)

(説明)

漁業管理課から資料10に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(11) 筑共第6号共同漁業権漁場内における小型定置網漁業許可方針の改正について (諮問)

(説明)

漁業管理課から資料11に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(12) あじ・さばまき網漁業(4月操業)許可方針の改正について (諮問)

(説明)

漁業管理課から資料12に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: 毎年、委員会と協議して許可を判断する際、その判断基準を作る予定はあるか。
漁業管理課: 判断基準を作る予定はなく、漁業トラブルの有無や関係漁協の同意などを勘案して判断することになる。

(審議結果)

「原案のとおり定めることが適当である」と答申することを決定した。

(13) 宗像地区におけるまき網漁業の4月操業について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料13に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員: 当該漁業の4月の操業が、大中型まき網漁業の操業抑止になる理由は何か。
委員: 当該漁業が操業することで、大中型まき網を牽制し、操業を遠慮してもらうことに繋がる。

(審議結果)

令和8年度におけるまき網漁業の4月操業を承認した。

(14) 響灘連合海区漁業調整委員会について (協議)

(説明)

事務局から資料14に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：響灘連合海区漁業調整委員会の会長は、富重会長が良い。

(審議結果)

響灘連合海区漁業調整委員会において、富重会長を会長に推薦することを決定した。

(15) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料15に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

原案どおりの内容で、響灘連合海区漁業調整委員会に臨むことを決定した。

(16) 1そうごち網の共同漁業権内の操業承認について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料16に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：筑共第20号では、漁業権管理委員会において脇之浦地区の操業が承認されているはず。

漁業管理課：確認の上、適切に対応したい。

(審議結果)

委員からの指摘事項を確認し、必要な修正を行った上で承認することを決定した。

(17) 雑魚かご漁業の新規着業について (協議)

(説明)

漁業管理課から資料17に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：親子で雑魚かごを操業していたが、この度、息子が独立して申請したもので、操業実績はある。

(審議結果)

当該申請者に対し、許可することに支障はないことを確認した。

(18) 筑肥連合海区漁業調整委員会について (報告)

(説明)

事務局から資料18に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(19) 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等について (報告)

(説明)

漁業管理課から資料19に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(20) その他

委員：沖合ぬたうなぎかご漁業において、再度、許可期間を見直すことはできるのか。

漁業管理課：漁協からの要望があり、漁業調整上の問題がないことなどにより、可能性はある。